

しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしよはっこうそうじゅうようじこうせつめいしよ
就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 八 甲 荘 重 要 事 項 説 明 書

この重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結（又は利用申請）を希望される方に対して厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービス内容、契約（又は申請）上ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	しゃかいふくしほうじんはっこうだかい 社会福祉法人八甲田会
所在地	あおもりけん と わ だ し おおあざあいさかあざたかしず ばんち 青森県十和田市大字相坂字高清水 78 番地 232
電話番号	0 1 7 6 - 2 3 - 5 5 0 0
代表者	りじちよう おがさわら とよ しげ 理事長 小笠原 豊 重
設立年月日	2 0 0 3 (平成 1 5) 年 7 月 1 7 日

2 利用施設

事業所の種類	していしゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしよ 指定就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 平成 2 6 年 6 月 1 日 指 定
事業所の名称 (事業所番号)	しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょうしよはっこうそう 就 労 継 続 支 援 B 型 事 業 所 八 甲 荘 (0 2 1 0 6 0 0 5 0 8)
事業所の所在地	あおもりけん と わ だ し おおあざおうさかあざたかしず ばんち 青森県十和田市大字相坂字高清水 78 番地 1024
連絡先	でんわばんごう 電話番号 0 1 7 6 - 2 7 - 6 7 5 8 ふあックス F A X 0 1 7 6 - 2 3 - 5 5 8 1
管理者	たがみ もりお 田上 守男
サービス管理責任者	おおた かおり 太田 香
サービスの実施地域	と わ だ し しちのへまち ろくのへまち とうほくまち ちよう みさわし ごのへまち 十和田市、七戸町、六戸町、東北町、おいらせ町、三沢市、五戸町
定 員	4 0 名
開設年月日	平成 2 6 年 6 月 1 日

3 サービスの目的・運営方針

目的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援します。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正かつきめの細かな就労継続支援（B型）のサービスを提供します。

4 サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	軽量鉄骨平屋建て
	延べ床面積	84.41 m ²

(2) 主な設備

設備の種類	室数	備考
作業室兼多目的室	1 室	テレビ、ブルーレイレコーダー、パソコン、空気清浄器
事務室	1 室	
相談室	1 室	
給湯室	1 室	
トイレ	2 室	男女兼用トイレ・身障者用トイレ

事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5 サービス提供職員の設置状況

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		0.7			0.7	
副管理者	1			1		0.8	
サービス管理責任者	1	1				1.0	
職業指導員	3	2	0.8			2.8	

せいかつしえんいん 生活支援員	1	1				1.0	
もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員	1	1				1.0	

事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する従業者として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算とは、職員それぞれの1週間当たりの勤務延べ時間数の総数を事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

(1) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
かんりしや 管理者	8:00～17:00の間の6時間
ふくかんりしや 副管理者	8:00～17:00の間の8時間
かんりせきにしや サービス管理責任者	
しよくぎょうしどういん 職業指導員	
せいかつしえんいん 生活支援員	
もくひょうこうちんたっせいしどういん 目標工賃達成指導員	

(2) 営業日、営業時間とサービス提供時間

- ① 営業日 月曜日～金曜日（土・日、国民の祝日、お盆、年末年始は休業）
- ② 営業時間 9:00～17:00
- ③ サービス提供時間 9:30～15:30

6 サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
くん れん 訓 練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

<p>せいさんかつどう 生産活動</p>	<p>つぎ せいさんかつどう きかい ていきょう 次の生産活動の機会を提供します。</p> <p>① リサイクル作業 ② 農産物加工作業 ③ 喫茶作業 ④ その他 (清掃・洗車・タイヤ交換等) 〈工賃の支払〉</p> <p>じょうきせいさんかつどう じぎょうしゅうにゆう ひつようけいひ き ひ 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。</p>
<p>につちゅうかつどう 日中活動</p>	<p>せいさんかつどう きかい ていきょう じぎょうけいかく そ 生産活動の機会を提供だけでなく、事業計画に沿った日中活動を行います。</p>
<p>じっしゅうおよ きゅうしょくかつどう 実習及び求職活動等の支援</p>	<p>こうきょうしよくぎょうあんていじよ しょうがいしやしゅうろう せいかつしえん とう 公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習や、求職活動の支援を実施し職場定着のための支援を行います。</p>
<p>じぎょうしよがいしえん 事業所外支援</p>	<p>じょうじ りよう りようしや しんしん じょうきょう 常時サービスを利用している利用者が、心身の状況のへんかにより、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。</p>
<p>けんこうかんり 健康管理</p>	<p>にちじょうせいかつじょうひつよう とうやく た ひつよう 日常生活上必要なバイタルチェックや投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p>
<p>そうげい 送迎サービス</p>	<p>じしゅつうきん ばあい きぼう そうげい おこな 自主通勤ができない場合、希望により送迎を行います。</p>

(2) くんれんとうきゅうふひたいしょうがい ないよう
訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
<p>しょくじ 食事サービス</p>	<p>きぼう しょくじ ていきょう おこな 希望により食事の提供を行います。 しょくじじかん ちゅうしょく 食事時間 昼食 12:00～13:00</p>	<p>308円 えん</p>
<p>につちゅうかつどうとう 日中活動等</p>	<p>につちゅうかつどう おこな うえ ひよう ふたん 日中活動を行う上でかかる費用で、負担していただくことが適当であるものに係る費用をいただきます。</p>	<p>じっぴ 実費</p>

しゅうろう む しえん 就労に向けての支援 ひつよう しょけいひ に必要な諸経費	しゅうろう じっしゅう む しえん ふたん 就労や実習に向けての支援のうち負担して いただくことが適当であるものに係る費用を いただきます。	じっぴ 実費
にちじょう せいかつじょう ひつよう 日常生活上必要と なる諸経費	りょうしゃ にちじょうせいかつひん こうにゆうだいきんとう にちじょう 利用者の日常生活品の購入代金等や日常 せいかつ よう つぎ ひよう 生活に要する次の費用をいただきます。 ①日用品費、②保健衛生費、③教養娯楽費	じっぴ 実費
しゃかいせいかつじょう べんぎ 社会生活上の便宜の 供与等	にちじょうせいかつ ひつよう ぎょうせいきかん てつづ とう 日常生活に必要な行政機関への手続き等、 りょうしゃまた かぞく おこな こんなん ぼあい 利用者又は家族が行うことが困難な場合、 りょうしゃ どうい え だいこう 利用者の同意を得て代行します。	じっぴ 実費
その他	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供記録等の複写代 証明書諸書類の発行代 その他 	じっぴ 実費

<サービスの概要>

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

7 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

① 基本部分

こう むく 項 目	にち あ りょうきんがく 1日当たりの利用金額
りょうりょう 利用料	5, 240円
りょうしゃふたながく 利用者負担額	524円

② 加算部分

かさんこうもく 加算項目	りょうりょう 利用料	りょうしゃふたながく 利用者負担額	びこう 備考
ふくしせんもんいんはいちとうかさん 福祉専門職員配置等加算 I	150 (円/日)	さき わり 左記の1割	
もくひょうこうちんたっせいしどういんはいちかさん 目標工賃達成指導員配置加算	800 (円/日)	さき わり 左記の1割	

しょきかさん 初期加算	300 (円/日)	さき わり 左記の1割	がითうしや 該当者のみ
けっせき じたいおうかさん 欠席時対応加算	940 (円/日)	さき わり 左記の1割	がითうしや 該当者のみ
しょくじていきょうたいせいかさ 食事提供体制加算	300 (円/日)	さき わり 左記の1割	がითうしや 該当者のみ
そうげいかさん 送迎加算 I	210 (円/日)	さき わり 左記の1割	がითうしや 該当者のみ
ふくし かいごしよくいんしよぐうかいぜんかさ 福祉・介護職員処遇改善加算 I	しよていたんいすう 所定単位数 52/1, 000	さき わり 左記の1割	
ふくし かいごしよくいんとくていしよぐうかいぜん 福祉・介護職員特定処遇改善 かさ 加算 I	しよていたんいすう 所定単位数 20/1, 000	さき わり 左記の1割	

※ 訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める額)のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担又は利用者負担額といいます。)

なお、定率負担又は利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金
上記「6 サービス提供の内容、(2)訓練等給付費対象外サービス内容」の厚目を参照してください。

(3) サービス利用の取り消し料金
利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)をする場合は、利用予定日の1日前までに事業所に申し出てください。
なお、サービス利用日の1日前までに申し出がない場合は、キャンセル料をいただく場合があります。

キャンセル料(利用費の実費相当額)1日当たり	受給者証を参照
------------------------	---------

(4) 利用料金の支払方法
前記(1)、(2)、(3)の料金は1か月ごとに計算し、ご請求しますので、毎月末日までに次のいずれかの方法でお支払いください。

① 窓口での現金支払
窓口の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時までです。ただし、祝日及び年末年始を除きます。

② 下記指定口座への振込み

あお もりしんようきんこ とわ だ えいぎょうぶ ふつうよきん
青い森信用金庫 十和田営業部 普通預金 0591401

みちのく ぎんこう とわ だ してん ふつうよきん
みちのく銀行 十和田支店 普通預金 2012751

あおもりぎんこう とわ だ してん ふつうよきん
青森銀行 十和田支店 普通預金 1184681

めい ぎ しゃかいふくし ほうじんはっこう だ かい
名 義 社会福祉法人八甲田会

りぢちよう おがさわら とよ しげ
理事長 小笠原 豊 重

③ 口座振替

8 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については、契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、10：00から16：00までです。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法に則った対応を行います。

ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は、利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供をいたします。

9 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに主治医又は協力医療機関、ご家族等へ連絡し、必要な措置をとります。

10 苦情申出窓口の設置

事業所では利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整え、事業所における苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を次のとおり設置し、苦情解決に努めています。

(1) 苦情解決の組織体制

① 苦情解決責任者 小笠原 拓 司（常務理事）

② 苦情受付担当者 田 上 守 男（管理者）

- ③ 第三者委員
- ・ 佐久間 由 夫 (監 事)
 - ・ 木 野 悦 子 (評議員)

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

ア 苦情は、面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。
 なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

イ 苦情受付担当者が不在の場合又は受付時間外の場合は、他の職員が受け付けます。

② 受付時間及び電話番号等

ア 月曜日～金曜日まで（土・日、国民の祝日、お盆、年末年始を除く）
 8：00～17：00まで

イ 電話番号 0176-27-6758

ウ FAX番号 0176-23-5581

(3) 苦情受付の報告・確認

① 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を希望しない場合を除く。）に報告します。

② 第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(4) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

① 第三者委員による苦情内容の確認

② 第三者委員による解決案の調整、助言

③ 話し合いの結果や改善事項等の確認

(5) 行政機関その他苦情等受付機関

利用者等は、事業所のほかに次の行政機関その他苦情受付機関に苦情を申し立てることができます。

とわだしけんこうふくしぶ 十和田市健康福祉部	しよざいち 所在地	あおもりけん とわだしにしじゅうにばんちょう ばんごう 青森県十和田市西十二番町6番1号
せいかつふくしか 生活福祉課	でんわばんごう 電話番号	0176-51-6718
	ふあつくすばんごう FAX番号	0176-22-2922

	うけつけじかん 受付時間	まいしゅうげつようび きんようび 毎週月曜日～金曜日 (ただし、休日及び12月 29日から翌年1月3日までを除く。) 8:30～17:15
あおもりけんこくみんけんこうほけん 青森県国民健康保険 だんたいれんごうかい 団体連合会	しょざいち 所在地	あおもりけんあおもりししんまち ちょうめ ばん ごう 青森県青森市新町2丁目4番1号 あおもりけんきょうどう かい 青森県共同ビル3階 でんわばんごう 電話番号 017-723-1301 ふあつくすばんごう FAX番号 017-735-4020 うけつけじかん 受付時間
あおもりけん うんえい てきせい 青森県 運営 適正化 いいんかい あおもりけんしゃかい 委員会 (青森県社会 ふくしきょうぎかい 福祉協議会)	しょざいち 所在地	あおもりけんあおもりしちゅうおう ちょうめ ばん ごう 青森県青森市中央3丁目20番30号 県民福祉プラザ内 でんわばんごう 電話番号 017-731-3039 ふあつくすばんごう FAX番号 017-731-3098 うけつけじかん 受付時間
	うけつけじかん 受付時間	まいしゅうげつようび きんようび 毎週月曜日～金曜日 (ただし、休日及び12月 29日から翌年1月3日までを除く。) 9:00～16:00
	うけつけじかん 受付時間	まいしゅうげつようび きんようび 毎週月曜日～金曜日 (ただし、休日及び12月 29日から翌年1月3日までを除く。) 8:30～17:00

11 ぎやくたいぼうし かん そうだんまどぐち
虐待防止に関する相談窓口

しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援B がたじぎょうしょはつこうそう 型事業所八甲荘	そうだんまどぐちたんとうしゃ 相談窓口担当者 しょざいち 所在地	おおた かおり 太田 香 あおもりけん と わ だ し おおあざあいさかあざたか し づ ばんち 青森県十和田市大字相坂字高清水78番地 1024 でんわばんごう 電話番号 0176-27-6758 ふあつくすばんごう FAX番号 0176-23-5581 うけつけじかん 受付時間
	うけつけじかん 受付時間	まいしゅうげつようび きんようび 毎週月曜日～金曜日 (ただし、国民の祝日、 ねんまつねんし 年末年始を除く。) 9:00～17:00

12 きょうりよくいりようきかん
協力医療機関

いりようきかん めいしゅう 医療機関の名称	とわだしりつちゅうおうびょういん 十和田市立中央病院		
い いん ちよう めい 医 院 長 名	たん の ひろ あき 丹 野 弘 晃		
しょ ざい ち 所 在 地	あおもりけん と わ だ し にしじゅうにばんちよう 青森県十和田市西十二番町14-8		
でん わ ばん ごう 電 話 番 号	0176-23-5121		
しん りょう か 診 療 科	ないか げか 内科、外科 メンタルヘルス科	にゅう いん せつ び 入 院 設 備	あ り

13 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める消防計画書に則り、年1回、避難・防災訓練を利用者の方も参加して実施します。
防災設備	・誘導灯、小型メガホン、消火器
消防計画	消防署への届出日：平成26年4月 特別養護老人ホーム消防計画に追加変更
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：株式会社あいおいニッセイ同和損保 加入保険内容：介護保険・社会福祉事業者総合保険

14 事業所を利用する際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所内に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

同意書

指定障害者福祉サービス就労継続支援B型事業所八甲荘のサービス提供及び利用の開始に際し、この書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所

所在地：青森県十和田市大字相坂字高清水78番地1024

名称：就労継続支援B型事業所八甲荘

管理者：田上 守男

説明者：

印

私は、この書面に基づいて事業所から指定障害福祉サービス就労継続支援B型事業所八甲荘のサービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。なお、必要に応じて医療機関等へ個人情報を提供することについても同意しました。

利用者

住所：

氏名：

印

代理人

住所：

氏名：

印

続柄：